

ごうかん

強姦裁判をめぐる司法の動向

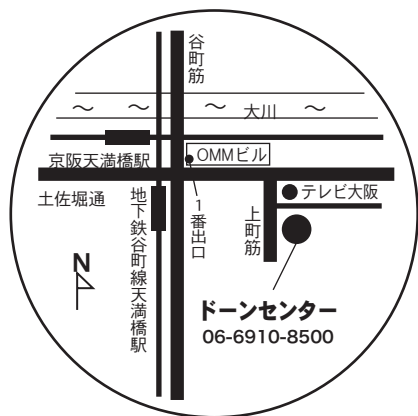
司法の現場から

性犯罪の被害者の多くは、不当に受けた被害を被害と訴えることができず、深い傷を抱えながら生きていかなければならないのが現状です。やっとの思いで司法に訴えたにも関わらず、被害者の証言に信ぴょう性がないなどの理由で、無罪判決になることもあります。最高裁判所の痴漢無罪判決以降、「なぜこれが無罪に？」と疑問を感じるような判決も出されています。

最近の判決では、大阪地方裁判所堺支部で13名への略取誘拐罪、強姦強盗罪で無期懲役の判決が出る一方で、神戸・大阪での強姦裁判では無罪判決が相次ぎました。最高裁判所の痴漢無罪判決後、司法の現場ではどのようなことが起きているのでしょうか。

今回は、これまで性暴力被害者の相談や事件を担当してこられた、弁護士の段林和江さんをお招きしてお話を伺います。最近の司法の動向を知ること、今後の性暴力裁判について考えたいと思います。

ぜひ、みなさんご参加ください。



●日時 2011年5月24日(火)
18時30分～21時

●場所 ドーンセンター・中会議室
(大阪府男女共同参画・青少年センター)

●講師 段林和江さん
(弁護士)

●会費 700円
*維持会員の方は無料です。

参加は
女性のみ

お問い合わせ

性暴力を許さない女の会

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

TEL 06-6322-2313 (毎週火曜日 夜7～9時のみ)